

「校務支援システム等賃貸借」に係るプロポーザル実施要領

1 業務の名称

校務支援システム等賃貸借

2 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、「校務支援システム」の事業者を選定する手続等について、必要な事項を定める。

本件においては、鹿嶋市、潮来市の各教育委員会が共同で校務支援システムを導入することにより、校務を効率化することで教職員の負担を軽減し、教職員が児童生徒と向き合う時間の拡充及び教育の質の向上を図る。

本件の実施にあたり、システム価格や導入実績だけでなく、その操作性や、専門性、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適なシステム事業者を選定するため、プロポーザル方式にてシステム事業者の特定を行うものである。

なお、本プロポーザルは優先交渉権者を共同選定することを目的とし、選定した事業者と鹿嶋市、潮来市において、それぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約に向けた協議を行うことに留意するとともに、本件の目的範囲は各自治体の仕様によって一部異なる場合があることにも留意すること。

3 本プロポーザル関係書類

（様式第1号）プロポーザル参加申込書

（様式第2号）誓約書

（様式第3号）業務実績確認書

（様式第4号）協力事業者調書

（様式第5号）プロポーザルに関する質問書

（様式第6号）プロポーザル参加辞退届

（様式第7号）見積書 ※見積内訳書について任意様式

4 参加資格

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満たしているものとします。なお、複数の者で構成する場合には、代表者を選定し、申請者は代表者とすること。この場合、全ての構成者が次に掲げる事項を満たすものとする。また、全ての構成者を示した資料（任意の様式）を添付すること。

なお、選定後であっても、要件を満たしていないと判断された場合は、優先交渉権を解除する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく、鹿嶋市、潮来市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為を防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城

- 県条例第36条)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 契約締結の日までの間において、茨城県建設工事等請負業務指名停止措置要領（平成6年7月14日付監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又は鹿嶋市、潮来市において、指名停止等の措置を受けていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更生手続開始の申立て又は民事再生法（兵士枝11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後に、鹿嶋市及び潮来市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。
 - (6) 茨城県内に本社、支社、支店又は営業所が所在すること。
 - (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
 - (9) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
 - (10) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
 - (11) 業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、資金及び資金等の管理能力、技術能力を含む）を有していること。
 - (12) 提案するシステムにあつては、当市の人口規模において安定的かつ効率的な稼働実績があり、茨城県鹿行地域内市への導入実績があること。
 - (13) 提案するシステムについては、システムを利用し業務を行ううえで、関係する法令、県条例、市条例等の例規に定める事務を処理する能力を有し、業務を滞りなく運営できるシステムであること。

5 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は無効、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 提案見積額が各自治体の提案上限額を超えた場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと認められる場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

6 期間

契約締結後から仕様により各自治体の定める期間（5年間）までとする。

ただし、システム及び関連機器の導入、初期設定、動作確認及び試験運用を行うための期間を設けるものとする。

7 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

鹿嶋市 91,457,000円

潮来市 73,041,000円

※この金額は契約予定額を示すものではない。

※提案見積額は、この金額を超えた場合は失格となる。

※費用の額は特段の定めがない限り本調達に係る一切の経費を含むこと。

8 スケジュール

内容	期日等
プロポーザル実施要領等の公表	令和4年12月26日(月) [鹿嶋市HP・潮来市HP]
質問受付期間	令和4年12月26日(月) から 令和5年1月10日(火) 午後5時15分まで(必着)
質問回答期間	令和5年1月17日(火)
参加申込書類及び提案書類提出	令和5年1月17日(火) から 令和5年1月24日(火) 午後5時15分まで(必着)
プレゼンテーション審査	令和5年2月3日(金) 会場：鹿嶋市役所2階204会議室
結果通知	令和5年2月8日(水) 予定
業務内容の協議	令和5年2月中旬
契約締結	令和5年2月下旬

9 質問受付及び回答等

(1) 質問の受付

ア 質問方法

(ア) 本プロポーザルに関する質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書(様式5)に内容を記載のうえ、提出すること。

(イ) 提出方法は、持参、郵送、メール又はファックスのいずれかの方法によるものとする。

(ウ) 質問書を提出する場合は、郵送、メール又はファックスの発送・送信後に電話にて必ず到達確認を行うこと。

イ 受付期間

令和4年12月26日(月) から令和5年1月10日(火) 午後5時15分まで(必着)

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和5年1月17日(火) に、メール又はファックスにより、すべての質問者及び回答する時点で参加申込書を提出している事業者に対して回答する。

(3) その他

ア 受付期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であっても回答しない。

イ 質問に対して行った回答は、本プロポーザルに係る実施要領及び関係書類の内容の追加記載及び修正したものとみなす。

ウ 質問書を提出していない場合であっても、他事業者からの質問に対して回答を行うので注意すること。

10 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書類を提出すること。

参加申込書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は、必ず電話で郵送した旨を連絡すること。

(1) 参加申込書の提出期間

令和5年1月17日（火）から令和5年1月24日（火）午後5時15分まで（必着）

※なお、持参の受付時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 参加申込書提出先

鹿嶋市総務就学課と潮来市学校教育課へそれぞれ持参又は郵送（必着）にて提出すること。

(3) 参加申込書類一覧

No.	書類の種類別	様式	部数	留意事項・内容等
1	プロポーザル参加申込書	1	各市1部	代表者印を押印すること。
2	誓約書	2	各市1部	代表者印を押印すること。
3	業務体制表	-	各市1部	任意の様式により作成すること。代表者、連絡窓口のほか、構成員名、役割など、実施体制が分かる内容とすること。
4	納税証明書（写し）	-	各市1部	未納税額がないことが分かる証明書（国税、都道府県税、市町村税）を提出すること。 証明書は提出日から3ヵ月以内に発行されたものとする。
5	業務実績確認書	3	各市1部	上記No.3業務体制表及び下記No.6協力事業者調書に記載された構成員又は協力者等が、本業務に関連する事業の実績を有する場合は概要を記載すること。関連事例を有していない場合もその旨を明記すること。
6	協力事業者調書	4	各市1部	本業務の遂行にあたり参画する構成員又は協力者等の役割を明記すること。
7	見積書	7	各市1部	鹿嶋市、潮来市ごとに作成し、代表社印を押印すること。
8	見積内訳書（任意様式）	8	各市1部	鹿嶋市、潮来市、項目ごとに作成すること。

1.1 提案書類の提出

参加申込みに際して、提案（プレゼンテーション）に係る書類を次のとおり提出すること。

提案に伴う書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送の場合は、必ず電話において、郵送した旨を連絡すること。

(1) 提案に伴う書類の提出期間

令和5年1月17日（火）から令和5年1月24日（火）午後5時15分まで（必着）

※なお、提出の受付時間は、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

No.	書類の種類別	様式	部数	留意事項・内容等
1	企画提案書	-	22部	12により後述する内容を考慮し作成すること。
2	参考資料	-	22部	企画提案書の内容を補足する資料がある場合は用意すること。

1.2 企画提案書に記載する内容について

別紙仕様書の内容を熟読のうえ、プレゼンテーション審査当日に提案・説明を行うこと。必要に応じてデモンストレーションや図、写真等を用いながら説明することができる。

(企画提案書は任意様式です。)

用紙の規格やページ数等の制限は設けないが、プレゼンテーション審査の説明時間内(1.4 (2)にて後述)に提案が可能な範囲・内容であること。

1.3 提出書類等に係る注意事項

(1) 提出書類に係る質疑照会等

提出書類の内容について、必要に応じて質疑照会、内容確認等を行うことがある。この場合、提出書類の内容等について虚偽の記載が判明した場合には、本プロポーザルへの参加申込みの受理を取り消す場合がある。

(2) 提出書類の取扱い

ア 書類の提出後は、提出書類に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。また、審査当日の資料の追加も認めない。

イ 提出書類は返却しないので、必要に応じて各自控えを保管すること。

ウ 提出書類は必要に応じて複製する場合がある。

エ 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属するものとする。

オ 提出書類は営業上の秘密に該当する部分があることが考えられることから、原則公開しないものとするが、情報公開請求等の如何によっては、公開される可能性がある。そのため、企業秘密など公開されることにより不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないようにするか、秘匿の必要性を付記する等、適切な措置を講じること。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込書提出後に参加を辞退する場合には、様式6により参加辞退届を提出すること。

1.4 審査方法及び審査について

プレゼンテーション審査の結果、最も高い評価を受けた者を、優先交渉権者として選定する。なお、プレゼンテーション実施の順番は、改めて連絡する。

(1) 実施日時及び会場

日 時：令和5年2月3日(金)

会 場：鹿嶋市役所2階204会議室

※時間等の詳細については別途連絡する。

(2) プレゼンテーションについて

ア 提出書類を基に選定委員が理解しやすいよう簡潔に提案・説明すること。

イ 説明する際には、必要に応じてプロジェクター等を使用することも可能である。なお、使用を希望する場合は、審査当日にHDMIケーブル等が接続可能なパソコンを持参すること。

ウ 参加者の説明人員は、本業務に直接関わる担当者を含めて4名までとする。

エ 開始前準備時間を10分、説明時間を60分以内、質疑応答を15分以内、片付けを10分とする。

オ 説明時間内におけるシステムデモンストレーションを認めるが、インターネット環境等が必要な場合は、参加者において用意すること。

(3) 審査基準

No.	審査項目	評価内容	評点
1	見積額	配点（50点）×（最低見積額÷当該参加者見積価格） ※小数点以下第2位を四捨五入	50
2	業務実績	参加事業者（構成員含む）又は協力者等に、本業務に関連する事業の実績があるか。	20
3	業務体制	本業務の目的を達成するために期待できる業務体制であるか。	30
4	プレゼンテーションについて	本業務の目的等を十分理解したうえで、考え方やコンセプトは明確かつ的確な提案であるか。	50
		求める機能は充足しているか。	60
		教職員にとって使いやすいシステムであるか。	40
		研修等利用者教育は充実しているか。	30
		制度改正や様式変更に対応できるか。	40
		保守体制は構築できているか。	50
		セキュリティ対策は整っているか。	50
	各自治体の意向に応えられているか。	50	
5	その他の提案	本業務に有益な追加提案がされているか。	30
プレゼンテーションによる審査 評点合計			500

※審査にあたっては、基準最低点を300点とし、基準最低点を超えない場合は選定しない。

(4) 結果通知

- ア 審査結果は、審査終了後に文書により通知する。通知方法は、参加申込書（様式1）に記載されたメールアドレス宛に通知書を送信し、通知書の原本は追って郵送する。
- イ 審査の内容及び結果に関する異議申し立ては受け付けない。

1.5 契約に関する事項

- (1) 優先交渉権者に選定された事業者は、鹿嶋市、潮来市と個別に契約締結に向けた協議（事前協議）を行い、必要な事項の確認及び調整を行った後、契約に向けた協議を行う。
- (2) 優先交渉権者となった者が正当な理由なく協議・契約を辞退する場合は、各参加自治体の競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱等の規定に基づき、指名停止を行う場合がある。また、各参加自治体に損害が発生した場合には、その賠償を求めることがある。
- (3) 実際の契約手続きについては、各参加自治体の規則等に定めるところによる。

1.6 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用等は、参加者の負担となる。
- (2) 本プロポーザルに参加することに伴って知り得た情報は、各参加自治体の許可なく外部に提供してはならない。
- (3) 本プロポーザルへの参加が1社のみの場合には、審査基準に定める基準最低点を超えない

場合は選定しないものとする。

1.7 書類提出先、問合せ先等

[鹿嶋市]

〒314-8655 茨城県鹿嶋市平井 1187 番地 1

鹿嶋市教育委員会 総務就学課 担当 植木、谷田川

TEL:0299-82-2911 FAX:0299-83-7894

Mail:kyouikusoumu2@city.ibaraki-kashima.lg.jp

[潮来市]

〒311-2493 茨城県潮来市辻 626 番地

潮来市教育委員会 学校教育課 担当 泉、根本

TEL:0299-63-1111 FAX:0299-62-3384

Mail:ed-school@city.itako.lg.jp